

新庄市監査公告第 29 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 25 日

新庄市監査委員 須田 泰博

新庄市監査委員 小野 周一

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等（指定管理者）監査
- 2 監査の対象 新庄市立図書館（指定管理者：一般社団法人 とらいあ）
令和 5 年度の施設管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和 6 年 10 月 23 日から令和 6 年 11 月 15 日まで
- 4 監査の方法
監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。
- 5 監査の結果
指定管理事業等について関係帳簿を照合確認し、監査した結果、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。